

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退 ○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定 ○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止 ○ 保安林の解除予定	【告示】 健康推進課 〃 障害福祉課	目次	
○ 土地改良区役員の就任届 ○ 県営土地改良事業の工事完了 ○ 公共測量の終了 ○ 一般競争入札の実施	【公告】 治山課 耕地課 〃 監理課 教育委員会		
○ 不在者投票を行うことができる施設の指定の一部改正	【選挙管理委員会】 選挙管理委員会	【公安委員会】 ○ 警備業法に基づく講習	
○ 令和三年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験の実施	【教育委員会】 （県例規集登載） 教育委員会		

◎岡山県告示第二百四十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和二年四月十七日

指定した医療機関

名称

ザグザグ薬局笹沖店

津山薬局南新座店

所在地

倉敷市笹沖四七一

津山市南新座一七一四

指定年月日

令和二年四月一日

令和二年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

◎岡山県告示第二百四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和二年四月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

津山薬局南新座店

津山市南新座一〇六一三

令和二年三月三十一日

◎岡山県告示第二百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年四月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
塚本歯科	笠岡市笠岡3654-3	R2.3.1
すずき歯科クリニック	備前市香登本898-1	R2.3.1

◎岡山県告示第二百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

令和二年四月十七日

病院、診療所又は薬局

岡山県知事 伊原木 隆 太

名 称	所 在 地	廃止年月日
しもまち薬局	高梁市下町58-1	R2.2.29

令和2年4月17日 岡山県公報 第12186号

◎岡山県告示第二百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和二年四月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

瀬戸内市邑久町庄田字塚之上九四九の五、九四九の六、九五一の七、九五一の八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔二五八〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区役員の就任の届出があつた。

令和二年四月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

高梁川用永土地改良区

二 就任役員

就任役員

住 所

理事監

氏 名

事の別

田中 肇

倉敷市茶屋町早沖六三四

監 事

〔二五九〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

令和二年四月十七日

地区名

工種

岡山県知事 伊原木 隆 太

完了年月日

宝谷新池

ため池

令和二・三・二七

〔一六〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和二年四月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山市	測 量 区 域
公共測量（航空レーザ測量）	測 量 の 種 類
令和二年三月三十一日	終 了 年 月 日

〔一六一〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和二年四月十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 調達内容

(1) 借上件名及び数量

館内基幹ネットワーク機器 一式

(2) 借上物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 借上期間

令和2年12月1日から令和7年11月30日まで

(4) 借上場所

岡山県立図書館（岡山市北区丸の内二丁目6番30号）

(5) 入札の方法

入札金額は、全てのリース物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する運用、保守作業等に要する借上期間中の一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借上げに係る物品を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。

なお、落れ決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落れ価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和2年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年岡山県告示第40号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分が

Aであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁2階）

電話（086）226－7538

(2) 申請書の提出期限

令和2年5月1日（金） 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700－0823 岡山市北区丸の内二丁目6番30号

岡山県立図書館総務・メディア課

電話（086）224－1286（直通）

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和2年4月17日 岡山県公報 第12186号

令和2年4月17日（金）から同年5月1日（金）まで（岡山県立図書館条例施行規則（平成16年岡山県教育委員会規則第17号）第3条に規定する休館日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1) の場所にて交付する。また、岡山県立図書館のホームページからダウンロードすることもできる。

<http://www.libnet.pref.okayama.jp/>

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年5月28日（木）午前10時（郵送等による入札書の受領期限は、同月27日（水）午後5時）

イ 場所

〒700-0823 岡山市北区丸の内二丁目6番30号

岡山県立図書館3階図書館情報室

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を4(3)アの期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和2年5月1日（金）午後5時までに、4(1)の場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、提出した書類等に関し契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

に係る入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要

- (6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:

Computer and network equipment of the Okayama Prefectural Library, including operation and maintenance services, 1 set

- (2) Lease period:

From 1 December, 2020 to 30 November, 2025

- (3) Delivery place:

Specified in the bid explanation form

- (4) Time limit for tender :

10:00 A.M. 28 May, 2020 (by mail 5:00 P.M. 27 May, 2020)

- (5) Contact point for the notice :

General Affairs & Media Section, Okayama Prefectural Library,

2-6-30 Marunouchi, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-0823,

Japan

TEL 086-224-1286

◎岡山県選管告示第二十号

平成二年岡山県選管告示第八十一号（不在者投票を行うことができる施設の指定）の一部を次のように改正し、令和二年四月十三日から適用する。

令和二年四月十七日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤原健補

表病院の項中

介護老人保健施設恵風苑

岡山市中区今谷七七〇―

を

介護老人保健施設ハートフルかがやき荘

岡山市北区櫛津五〇〇―

に、表老人ホーム

介護老人保健施設恵風苑

岡山市中区今谷七七〇―

の項中

津山市立ときわ園

津山市井口一〇〇―

を

特別養護老人ホームみどりの杜

倉敷市東塚一―一二―三

に改める。

津山市立ときわ園

津山市井口一〇〇―

◎岡山県教育委員会公告

令和三年度岡山県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

令和二年四月十七日

岡山県教育委員会

選考する校種及び職種、採用候補者見込数、受験資格、試験日、出願等の詳細については、所定の実施要項で定めるところによる。

一 所定の実施要項等は、令和二年四月十七日（金曜日）から同年五月十八日（月曜日）まで、岡山県教育庁教職員課、教育事務所（岡山・津山）及び各市教育委員会（岡山市を除く。）において受領することができる。また、岡山県教育庁教職員課ホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/145/>）からダウンロードすることもできる。

二 問い合わせ先

岡山県教育庁教職員課 評価・企画班 電話（〇八六）二二六―七九一五

◎岡山県公安委員会告示第五十一号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和二年四月十七日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
雑踏警備業務及び交通誘導警備業務	令和二年七月七日（火曜日）から同月十四日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の六日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

令和2年4月17日 岡山県公報 第12186号

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
ア 二1に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 二2に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

ウ 二3に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 二4に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

オ 二5に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地为管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

令和二年五月十八日（月曜日）から同月二十二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

令和2年4月17日 岡山県公報 第12186号

四 受講手数料

三万八千円

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

四十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目一一番一八号）に委託して行う。

七 その他

- 1 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。